

児童手当の制度改正について

令和4年10月支給分から、児童手当の制度が以下のとおり変更になります。

①現況届の提出が原則不要になります。

毎年6月に提出していた現況届が不要になります。
ただし、次の人は現況届の提出が必要です。

- 配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地が須恵町とは異なる人
- 支給要件児童の戸籍や住民票がない人
- 離婚協議中で配偶者と別居している人
- 法人である未成年後見人、施設などの受給者
- その他、須恵町から提出の案内があった人

②特例給付の支給に係る所得上限額が新設されます。

所得が基準額以上の世帯は、特例給付が受けられなくなります。
詳しくは、3月末に発送したお知らせをご覧ください。



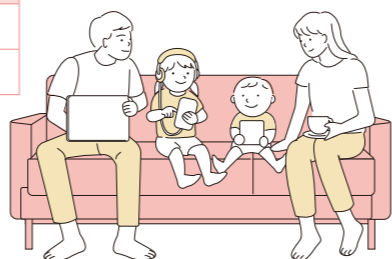
令和4年4月分からの児童扶養手当・特別児童扶養手当の月額をお知らせします

▶ 児童扶養手当(月額)

児童1人	全部支給	令和3年4月～	令和4年4月～
		43,160円	43,070円
第2子加算額	一部支給	43,150円～10,180円	43,060円～10,160円
	全部支給	10,190円	10,170円
第3子以降加算額	一部支給	10,180円～5,100円	10,160円～5,090円
	全部支給	6,110円	6,100円
第3子以降加算額	一部支給	6,100円～3,060円	6,090円～3,050円

▶ 特別児童扶養手当(月額)

	令和3年4月～	令和4年4月～
1級	52,500円	52,400円
2級	34,970円	34,900円



小中学生の就学援助申請受付について

就学援助は、経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品費・給食費などの一部を援助する制度です。前年所得などによって審査を行い、認定されれば援助を受けることができます。申請をご希望される場合は、役場 学校教育課窓口へお越しください。

▶ 対象者

生活保護(教育扶助)に準ずる程度に経済的に困っている世帯

※生活保護(教育扶助)を受けている世帯は対象になりません。

▶ 申請期間

6月1日(水)～6月22日(水)
8時30分～17時15分(土日を除く)

*6月15日(水)は夜間役場のため20時まで受付

*申請期間を過ぎた場合は、申請した翌月から支給対象となります。

▶ 申請に必要なもの

- 校納金振替口座の通帳
- 所得証明書
令和4年1月2日以降に須恵町に転入した世帯で18歳以上の人全員分(該当者のみ)
- 児童扶養手当の証書、遺族・障害年金の受給金額がわかる書類(該当者のみ)

*就学援助申請書は、役場 学校教育課窓口へ備え付けています。

▶ 援助期間

- ① 申込期間中の申請の場合
⇒4月分から援助
- ② 申込期間後の申請の場合
⇒申請した翌月分から援助

▶ 支給時期

8月末、12月末、令和5年3月末の年3回

▶ その他

- 5月下旬に小・中学校より全児童生徒にお知らせのプリントを配布しています。
- 就学援助制度は校納金の免除ではありません。校納金は納入月に納めていただく必要があります。
- これまでに援助を受けた世帯も、毎年申請をして認定されなければ、就学援助を受けられませんのでご注意ください。令和4年度も援助を希望される場合は、必ず上記期間中に申請してください。



特別支援教育相談会のお知らせ

来春、小学1年生、中学1年生になるお子さんがいるご家庭を対象に、特別支援教育に関する相談会を実施します。

落ち着きがない、友だちと遊べない、言葉が遅れている、学習についていけないのでは…など、お子さんの就学のことで心配なことがありましたら、お気軽にご相談ください。

町内の小中学校の先生や学校教育課の職員が相談に応じます。

▶ 日時 8月3日(水)
13時30分～
個別相談(1家庭30分以内)

▶ 場所 アザレアホール須恵

▶ 申込期限 7月14日(木)まで

*相談をご希望の方は、役場 学校教育課窓口へ申込書がありますので、ご記入の上提出してください。

